

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第35号

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例

看護師養成所授業料等条例（昭和43年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(寄宿舍料の納付等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 寄宿舍料の額は、月額4,300円<u>(居室1室当たりの定員が2人以上の寄宿舍にあつては、月額700円)</u>とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(寄宿舍料の納付等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 寄宿舍料の額は、月額4,300円とする。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。